令和6年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会 議事録

審議会等名 令和6年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会

日 時 令和6年5月15日(水) 午前10時から

会 場 下野市役所301・302会議室

出 席 者 委員:竹田委員、奥田委員、小川委員、大地委員、福田委員、菅沼委員、

鱒渕委員、滋野委員、大口委員、川嶋委員

オブザーバー: 宇都宮家庭裁判所主任書記官 寺田

宇都宮家庭裁判所栃木支部主任書記官 田波

栃木県保健福祉課地域福祉担当 村松

栃木県社会福祉協議会生活支援部長 粂川

欠 席 者 委員:阿部(千)委員、奥田委員

事務局 下野市:社会福祉課 植野主幹、増渕主幹、深澤(佳)主事

高齢福祉課 深澤(笙)主事

下野市社会福祉協議会(成年後見サポートセンター): 青山主幹、清水相談員

公開・非公開の別 (公開・一部公開・非公開・)

傍 聴 者 1人

報道機関 0人

議事録(概要) 作成年月日 令和6年5月30日

【協議事項等】

1. 開 会

(事務局) 令和6年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めます、下野市社会福祉協議会・成年後見サポートセンター担当、青山と申します。この協議会は、下野市における成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の利用促進を目指して、成年後見サポートセンターの運営体制や地域における権利擁護に関する課題の共有と解決、下野市成年後見利用促進基本計画の策定や評価などについて検討し、地域連携に繋げていくものです。年2回の開催を予定しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

2. 挨 拶

(事務局) 挨拶を竹田会長よりお願いいたします。

(竹田会長) 会長を拝命しております、リーガルサポートとちぎに所属している司法書士の竹田です。 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。実のある時間となりますよう、 忌憚の無いご意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

―名簿順に自己紹介を行う―

(事務局) なお、名簿3番 阿部(千)委員と、4番 奥田委員は欠席となります。

4. 議 題

(事務局) 議事の進行は竹田会長にお願いいたします。

(竹田会長) 議事に入る前に、本会議の議事録署名人について、今回は名簿7番の鱒渕委員と8番の菅 沼委員にお願いいたします。

(1) 「下野市成年後見制度利用促進基本計画」の取組状況について

(竹田会長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) -【資料1】に基づき説明-

(竹田会長) ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問、感想等いかがでしょうか。

(杉田委員) 1点目は、具体的取組①について、相談8件だが、開催場所の中でどこの会場に多かったか、ばらけたか等わかれば教えていただきたい。市全体でアクセスしやすい場所か、利用がどれくらいされているか含めてお聞きしたい。2点目は、具体的取組②について、首長申立ての場合、実際に申立書の準備をするのがどなたになるか。担当者が代わっても準備のノウハウが蓄積されていくように、どのような体制が取られているかを含めてお聞きしたい。

(事務局) 1点目について、「なんでも相談会」は月に1回、市内3地区を巡回型で実施しており、会場は公民館や図書館内のスペース、コミュニティセンター等を活用している。どの会場がアクセスしやすい会場だと相談者が感じているかは把握できていない。ただ、市内をまんべんなく巡回し、相談枠も2件で実施することができているため、今後は地域性とか、どの会場に来場者が集中するか等も意識していきたい。

2点目については、今回の3件の申立は高齢福祉課で、担当職員が作成している。本人の 戸籍の取り寄せや親族の意向調査等で時間がかかること、3か月以内という書類提出期限 もあることで、スムーズな申立てとはいかないのが実態。ノウハウとしては、市成年後見 制度利用支援事業実施要綱が改訂となり、実施にあたり事務マニュアルを庁内で共有し活 用している。

(杉田委員) マニュアル等あることで、大変ながらも順調に進めていると言うことですね。

(事務局) また、サポートセンターが開設されたことで受任者調整会議等の開催と、三士会の方にも 参加していただくことで適切な受任者に関する助言を受けられる等、協議したうえでの申 立てができていると感じている。

(竹田会長) 首長申立ては、様々な市町の各担当者によって、経験の違いや熱量等によってあがってくる件数にも違いがあると感じる。今後もコンスタントに取り組んでいただければと考える。

(大地委員) 包括の立場からすると、後見相談の件数は増えていると感じる。内容によっては難しいものもあるため、サポートセンターで問題を共有してもらえたり、三士会との連携についても提案してもらえたりと、大変ありがたい。これからも協力してやっていければと思う。

(鱒渕委員) 昨年、こちらの施設で関わっている知的障がいのある利用者の家族が亡くなったことで、 財産相続のために制度を利用しなければということになり、その方の父親の制度利用に向 けて準備していた経緯があった。当初は首長申立てという話であったが、色々話し合いを 経て後見人等が就くまでに10か月掛かってしまった。首長申立てを行う条件や、どのよ うな線引きをしているのか。

(事務局) 月1回、相談担当者が集まる「相談窓口連絡会議」を行っている。そこで、本人や家族の

状況を確認し、首長申立てか本人申立てか迷う場合三士会をアドバイザーとしてケース会議や受任候補者調整会議を開催している。そのような検討の場を経て方向性を決めていく流れとなっている。「線引き」と言うと難しいが、線引きできないケースに線を引くために、関係機関と連携して皆で決めていく動きができている。時間がかかってしまう点については、本来お困りなのは本人なので、なるべく早急に進むように努力していかなければと感じている。

- (竹田会長) 首長申立てとそうでない事案の違いが何かと言われると一概には説明できないが、事案によって時間が掛かってしまい私もジレンマを感じることもある。先日、申立書作成の依頼を受け3週間で作成してほしいとなり、本人のキャラクターや個性がわからないまま提出して正直不安であった。逆に受任者側の立場からすると、申立てまでに時間を掛けただけその方に向き合うことができると考える。その事案の家族関係やその方を取り巻く状況、財産状況など全てを加味して、首長申立てか本人申立てか、それとも親族申立てか、考える必要がある。
- (杉田委員) 早急に出してほしいと言われても書類を揃えなければならないので、それは難しいと考える。ただ、申立ての財産目録は「不明」と出したこともよくある。それはそれでもう仕方ないので、やれる範囲でやるしかない。ただ、申立ての緊急度が高い時にどこまで急ぐかは、裁判所に相談しながらやるしかないと考える。
- (2) 令和5年度 成年後見制度利用促進に向けた取組実績について

(事務局) - 【資料2】に基づき説明-

(竹田会長) 【資料2】をご覧頂き、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(杉田委員) 広報に関して、民生委員の方に説明を行ったとのことだが、その方達がこの話を聞いてど んな反応をしていたかお聞きしたい。

(事務局) サポートセンターのパンフレットを活用して説明したが、制度をご存知の方もいた。また 自分の地区に制度利用が該当するのではないかと思ってもうまく説明できない場合には、 サポートセンターに頼っても良いことがわかったとおっしゃる方もいた。その後、民生委 員から直接相談は来ておらず実績には繋がっていないが、今後もPRや相談しやすい機 関として周知していく必要があると感じている。

(杉田委員) 相談に繋がらなくても民生委員を通じて発展することもあるので、今後も続けてほしい。

(菅沼委員) ケアマネの立場として独居や認知症の方が最近増えていると感じており、制度が必要であると考えるが、民生委員も説明を聞いても自分で体験が無いので敷居が高い、どう相談していいかわからないというところもあるのではないかと感じる。

(小川委員) 地域サロンでの説明会を聞いた方で、ご自身の事での相談に繋がったケースもあり、市民 の方にも浸透してきている印象を持っている。

(杉田委員) ご自分に制度利用が必要だと相談する方については、任意後見についても適宜情報提供していただきたい。判断能力があるうちにご自分で考えてできることもあると思うので、皆さんによろしくお願いしたい。

(3) 令和6年度 成年後見サポートセンター実施計画について

(事務局) -【資料3】に基づき説明-

- (竹田会長) 【資料3】をご覧頂き、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。
- (滋野委員) 5年度は担当職員が周知PRに励み、SNSを活用して市民の方でもわかりやすいように 努めたが、職員と関係機関の連携が取れているおかげもあり、サポートセンターの視察に 県内社協の方に来ていただいたり、厚生労働省で作成された冊子にも県の代表として取 組み事例を取り上げられたり、皆さんのご協力に感謝している。引き続き、必要な方が利用できるよう周知PRしていきたい。
- (杉田委員) 取組状況について、成年後見制度なんでも相談会での相談内容によっては社会福祉士の専門性を超えてしまうとのことだが、他の職種との連携については、現状ではどのように対応しているのか。
- (事務局) 現状では、例えば相続や財産の相談がメインとなるとリーガルサポートの無料相談をご案内し、その場で担当職員がリーガルサポートに電話して予約状況を確認している。空いていれば、相談者に電話予約を促している。今後の案としては、専門職の方にもこの相談会に定期的にご出席いただけたらと考えている。行政とも相談していきたい。
- (杉田委員) 予算の制約はあると思うが、ワンストップのような形ができると良い。今の話を聞くと、「相談に行かれたらどうか」と案内だけでなくその場で電話確認していただけることが、ありがたい。このように紹介しても、なかなか本人が納得しないこともあるので、その場でできる手厚い支援をやっていただけていると思う。
- (川嶋委員) ここまでの報告を聞き、サポートセンターに関するPRを地道にやってきてもらったと感じる。これがどれくらい市民に行き渡っているか、認知度はどれくらいなのかは疑問だが、まだまだ足りていないと思うので、市民にセンターがあるということを知ってもらいたい。今はとにかく複雑化・複合化した課題を多く抱えている方が多く、まずどこに相談に行ったら良いのかわからないという方もいる中で、地域包括支援センターを活用する方が増えたが、そこにも行けない方もまだいると思う。そのような方のために、昨年10月、社会福祉課内に「福祉まるごと相談窓口」が開設されたので、こちらを足掛かりとして関係機関に繋ぎたい。また、課題解決の糸口となるよう窓口のPRもしていきたい。また、地域共生グループに相談支援包括化推進員が配置されており、推進員を中心に「重層的支援会議」を今年度から隔月で開催している。会議では権利擁護に関する課題が上がる際は、関係機関の方にもご参加いただきたい。
- (大口委員) これまで話を聞き、老々介護の方など、自分たちの判断能力の低下に気付いていない方を どう拾い上げ、どう相談に繋いでいくか、そのような仕組みが今後必要ではないかと感じ ている。
- (福田委員) 今日明日からできることとして考えたのは、障がいのある方々の制度利用の必要性を考え る機会として、相談員である私たちからお話できたら良いのではないかと感じた。
- (鱒渕委員) 今週末、施設に通う方々の保護者会総会があるので、サポートセンターのチラシを配布する予定だが、保護者の方々に今何を知りたいかなどお聞きして、ピンポイントに説明会などを企画できたら良いと考えている。市内の施設連絡会などもあるので、他の事業所の方々に制度を説明する機会も作っていきたい。
- (竹田会長) 先日、他の地域で、障がい者の親の会で制度の話をしたが、主催者の方から、相続の話とか親としてどう動くかについての話を聞きたかったと希望があった。現場の親御さんと当事者の方が求めているものと、こちら側で考える制度設計している考えとでは、相違

している部分もあることがわかった。協議会で、そのような誤差を少しでも減らしていけるよう、話し合いができれば良いと感じている。

- (家裁 寺田) お話を聞き大変勉強になった。首長申立てについては家裁としても増えていると感じている。首長申立てでの財産目録の不明が多いことは実感しているが、ただこれは早く開始した方が良いと判断される案件については、不明であっても追加資料などは特に求めず進めていこうということにしている。内容によっては、あまり急ぐような案件でなければ、不明点の多いところをお聞きすることはあると思うので、それから調査して追加で判明することがあれば教えていただきたい。
- (家裁 田波) 大変勉強になった。ありがとうございました。裁判所を敷居の高いところと認識されてしまっているところもあるので、こちらもそこは改善していきたい。制度の利用が広がっていくためには、福祉に携わる方々や民生委員など市民に近い方々からの働きかけが頼りになると考えるので、これからもご協力をお願いしたい。
- (県 村松) 県でも昨年より協議会を設置し、市町の利用促進というところで色々協議している。こうして実際の市町の協議会に参加し、それぞれの取り組みや課題などに触れる機会は非常に重要で、ありがたく感じている。下野市は受任者調整や後見人支援についても非常に丁寧に取り組んでもらっている印象のため、大変勉強させてもらっている。引き続きよろしくお願いしたい。
- (県社協 条川) 先ほど紹介いただいた厚生労働省の事例集を読み、下野市は大変活発な取り組みをされていると感じている。この制度は一般の方にはわかりにくいところもあるので、わかりやすい説明や関係機関との連携など非常に参考になった。引き続き、県社協も連携していきたいのでよろしくお願いしたい。
- (事務局) 協議会も設置され1年たっていないが、この協議会が活発な意見をいただけていて、社協 の方々にも頑張っていただいており、非常に良くなってきていると感じている。今後もお 力添えをお願いしたい。
- (杉田委員) 制度の周知が必要という話の中で、市民後見人の養成について下野市はどのように考えているか。栃木市が進んでいるようだが、市民後見人活用について実際はどうなのか。
- (事務局) 理想としては養成、活用したいが、下野市はサポートセンターを立ち上げたばかりで今後 検討したいが、現状として今は取り組むことができていない。
- (杉田委員) その養成は、どこが担うものなのか。
- (事務局) 国としては自治体が主となることを指している。栃木市も何年も取り組んできた中で、ようやく1人が市民後見人として就いたので、現実問題として養成の難しさはあるのではないか。
- (竹田会長) 市民後見人については、まだまだ国としても議論を重ねる必要があると思う。総論として 必要性は感じているが、各論となるとどんな案件に活用できるのか裁判所などとも意見 を重ねる必要がある。養成する側についてもどんな市民後見人を養成しどんな活用を考 えていくのか、議論していく必要がある。
- (事務局) 本日寺田様から下野市の制度利用者数の資料提供がありましたのでご説明をお願いして も宜しいですか。
- (家裁 寺田) ―資料に基づき説明― 申立て件数が増えていくのは今後も避けられないと考えるので、裁判所も迅速に対応で

きるよう工夫していくので、今後もよろしくお願いしたい。

(竹田会長) 今回の協議会について議事を終了します。では事務局へお返しします。

| _ | 日日 | \triangle |
|----|----|-------------|
| Э. | 閉 | 云 |

(事務局) 以上で、令和5年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。次回 開催は令和7年1月~2月頃を予定しております。

| 議事署名人 | | |
|-------|--|--|
| | | |
| | | |
| 議事署名人 | | |